

第1章 住宅マスタープランの背景と目的

第1章では、住宅マスタープランの策定の背景や目的・位置づけ等を示します。



市街地と大阪市の遠景

1. 計画策定の背景と目的

「住生活基本計画」とは、住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、平成 18(2006)年 6 月に公布された住生活の安定の確保及び向上を促進することを目的とした住生活基本法に位置づけられています。

同法に基づき、国では平成 28 (2016) 年 3 月に「住生活基本計画 (全国計画)」が策定され、令和 3 (2021) 年 3 月に改定が行われました。大阪府では平成 28 (2016) 年 12 月に「住まうビジョン・大阪」が策定され、令和 3 (2021) 年 12 月に、国の動きや社会情勢の変化を踏まえた改定が行われました。

近年では、少子高齢化や世帯の単身化がさらに進み、住生活を取り巻く社会環境や人々の価値観が変化してきたことで、住まい方・ライフスタイルもますます多様化しています。また、頻発・激甚化する災害への対応や、住宅ストックの質的向上、空家対策、令和 32 (2050) 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組み等も求められており、国と大阪府では、こうした観点を盛り込むべく、計画の見直しが行われています。

市町村には「住生活基本計画」の策定義務はないものの、本市においては、住生活基本法の基本理念や「住生活基本計画 (全国計画)」、大阪府の計画を踏まえ、より地域の特性に応じたきめ細やかな施策の検討・実現のため計画を策定し、住宅政策を進めてきました。

さらに令和 3 (2021) 年 3 月には、前計画の計画期間が令和 2 (2020) 年度までであったこと等から、新たな「八尾市住宅マスタープラン (住生活基本計画)」を策定しました。

今回の改定は、本計画の策定から 5 年が経過したことや、国・府の計画見直しの動きを受けて、社会・経済の変化等を反映すべく、中間見直しを行うものです。

2. 計画見直しのポイント

今回の中間見直しにおいては、社会経済の変化や計画策定時からの市の施策取組状況を踏まえ、基本理念を実施するための施策を更新しています。特筆すべき施策変更の観点は以下の 3 つです。

- 近年、災害の激甚化への対応が課題となる中、これまでも記載していた「自助」「公助」の観点に加え、地域全体で協力して災害に対応する「共助」の観点を追加します。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正も反映した「八尾市空家等対策計画」の観点を追加します。
- 令和 3 (2021) 年の計画策定時から構想していた、地域、民間、行政を含む様々な主体が連携して福祉課題に対応するネットワーク (居住支援協議会) を設置し、住宅確保要配慮者への支援をより強化しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「八尾市第6次総合計画」を上位計画とする、本市の住宅政策に関する基本計画です。

国の「住生活基本計画（全国計画）」や大阪府の「住まうビジョン・大阪」との整合を図りつつ、「第2期八尾市人口ビジョン・総合戦略」や「八尾市都市計画マスタープラン」をはじめとした関連計画と連携・整合を図っていきます。

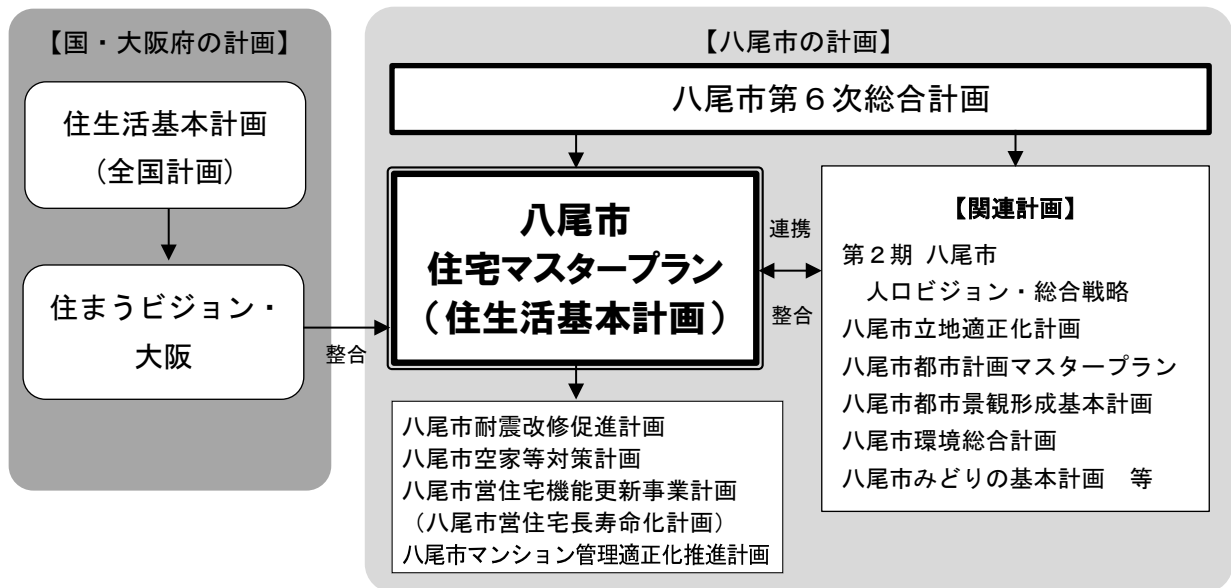


図 1-1 計画の位置づけ

4. 計画期間

今回の改定は中間年度における進行管理のための部分変更として、「八尾市住宅マスタープラン」の計画期間は従来どおり、令和12（2030）年度とします。

なお、本市の住宅・住環境の状況の変化や上位関連計画の策定・見直し、住生活基本法の改正や国の「住生活基本計画」の見直し等により、計画の見直しが必要となった場合には、適宜、本計画の見直しを行うこととします。

